

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'08/7

No. 117



彩 湖

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

水と緑の公園「彩湖」

荒川第一貯節池内の貯水池で、周辺には貴重な動物や野鳥が生息している。

彩湖では、自然環境の保全・活用を図りながら、水辺の自然の中でレクリエーション活動・ウインドサーフィンなど水に楽しむことができるほか、広場ではデイキャンプも楽しめる。(社団法人埼玉県観光連盟提供)

◆ 巻 頭 言	埼玉建築設計監理協会	2
◆ 行政情報		
1.	宅地などの耐震化の推進について	3
2.	川口市地域水道ビジョンについて	7
3.	経営事項審査制度の改正について	12
◆ 連合会の動き		
1.	平成20年度通常総会開かれる	18
2.	理事会・委員会報告	22
3.	建設業経営講習会開催	23
4.	全国建産連が通常総会	24
◆ 連 載	愛すべき土木の人たち (その11)	
	— 市 川 正 三 —	26
◆ 告 知 板		
1.	談合根絶および企業倫理確立の取り組みについて	32
2.	平成20年度公共工事設計労務単価まとめ	33
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	34
◆ 連 合 会 日 誌		38
	(財)建設物価調査会案内広告	



安全安心の県土づくり

桑子 喬

平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）から13年目の本年5月に発生した中国四川省大震災では、またもや死者6万8千人強、負傷者27万人以上の被害者が発生したと報道されております。地殻変動に伴う被害は別としても、テレビ等の映像で見る限り、私共、建物を作る側の者からみますと、多くの方が指摘してる通り現在の日本の建物に比較して被害を受けた建物は地震に対して明らかに脆弱なようです。

私は知らなかったのですが、中国は日本ほどではないがやはり地震国であり、過去にも多くの被害を受けているようです。1976年に唐山市というところで発生した地震では、なんと25万人近い死者が発生しています。この年は周恩来総理死去、毛沢東主席死去等々中国共産党の動乱期であり、最も報道管制が徹底されていた為にあまり知られていないことのようにです。また、今年のミャンマーでのハリケーン被害についても、同様に政権側の思惑で被害の全容が明らかにされず、国際的な援助も円滑に出来ないようです。このように情報が閉鎖された状態では、罹災者が一番悲惨な目にあってしまう。先の四川震災では、かなりの範囲で情報が公開されたため、ある程度円滑な初動援助がなされたようです。

それにしても、あの無残な破壊現象はひどすぎます。中国では、地震工学や耐震建築構造工学についての一部専門家の知識レベルは、日本のそれと遜色ないそうです。ただ、国が広大なこともあってそれが普遍化されていない。そのために、先のような事態が多く発生しているようですので、我々日本の優れた建設産業界として、草の根レベルでも協力できることが多くあるように思います。

幸いにして、わが国日本では国内で発生した小さな事件まで、翌日には全国民が知ることができるほど情報網が発達していますし、相互に助け合うことも出来ます。そして、災害に対する予防処置を多方面で展開しています。震災に対しても、大規模地震対策特別措置法により、全国レベルで既存建築物の耐震性確保を急いでいますし、県を始め各市町村とも耐震化年次計画を立案し、着々と実施をされておりますことは大変心強いことです。

なお、一度災害が発生した場合、復興には当然多くの時間と費用と労力が必要となりますが、そのような時こそ、建設産業の力が必要となります。建設産業は絶対に必要な産業であり、無くなることは決してありえないと考えます。

私共埼玉建築設計監理協会でも、建築物耐震化に関しては耐震判定委員会を通して県や各市町村の耐震化事業に積極的に協力し、高い評価を頂いておりますが、今後はこれを民間施設にも広げるべきであると考えております。その一環として本年度から、建築士事務所協会と合同で「木造建築についての耐震判定会」を立ち上げました。これを契機に、本来最も数量の多い木造住宅の耐震化が少しでも早く進展することを望んでおります。

これ等の活動を通じて、今後とも更に研鑽に勤め、県や各市町村の推進する施策に協力して、表題に頂きました上田県知事の掲げる災害に強いまちづくりの一役を担って行きたいと考えております。

((社) 埼玉建築設計監理協会会長)

宅地等の耐震化の推進について

埼玉県 都市整備部 開発指導課

1 背景

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、大規模に盛土した造成宅地が崩落し、多くの住宅や、道路、河川などの公共施設が甚大な被害を受けました。

このような状況を踏まえて、中央防災会議では、平成17年3月に「地震防災戦略」を決定しました。国では、この戦略に基づき、平成18年に「宅地造成等規制法（以下「法」という。）」の改正や「宅地耐震化推進事業（以下「事業」という。）」の創設などを行い、大地震時の宅地の耐震性の確保に向けて、積極的に取り組むことになりました。

一方、平成19年7月の新潟県中越沖地震においても、419箇所の造成宅地に被害が発生しております。また、今後30年以内の発生が切迫し、本県でも被害が想定されている「東海地震」や「首都直下地震」への対応も迫られています。

そこで、埼玉県においても、災害に強い県土づくりを目指し、県民の生命と財産を守るため、平成20年度から「事業」を実施し、大規模な盛土造成地の場所・規模等の把握を行うとともに、分布状況を公表し、住民への情報提供等を行ってまいります。

■阪神・淡路大震災による被災状況



【宅地造成等規制法改正】

都道府県知事等^{*1}は、造成宅地の滑動崩落^{*2}による災害で相当数の居住者に被害が発生するおそれ大きい造成宅地の区域を「造成宅地防災区域」に指定できるようになりました。（法第20条）

また、指定した区域内の宅地所有者等に対して、災害防止のための必要な措置をとることを勧告（法第21条）や改善命令（法第22条）ができるようになりました。

【宅地耐震化推進事業】

法改正と併せて、造成宅地の居住者等への情報提供及び周知と、大規模盛土造成地の変動防止を促進するため宅地耐震化推進事業が創設されました。

※1 都道府県知事等：都道府県知事、政令市・中核市・特例市の長

※2 滑動崩落

大規模に盛土を行った宅地の耐震性が低い場合、大地震時に盛土全体又は大部分が旧地形に沿って、流動、変動等が起きて崩落する現象を「滑動崩落」といいます。



2 事業の概要

宅地耐震化推進事業は、大地震時における宅地の滑動崩落を防止し、住民の生命財産を守るとともに、公共施設の保全を目的としています。

この事業は、まず、谷間や斜面に大規模な盛土を行い造成された、「大規模盛土造成地^{※3}」の盛土規模や範囲を把握するため「変動予測調査（一次スクリーニング）」を実施します。次に、調査の結果、抽出された大規模盛土造成地について、地下水等の調査や安定計算を行う、「変動予測調査（二次スクリーニング）」を実施します。

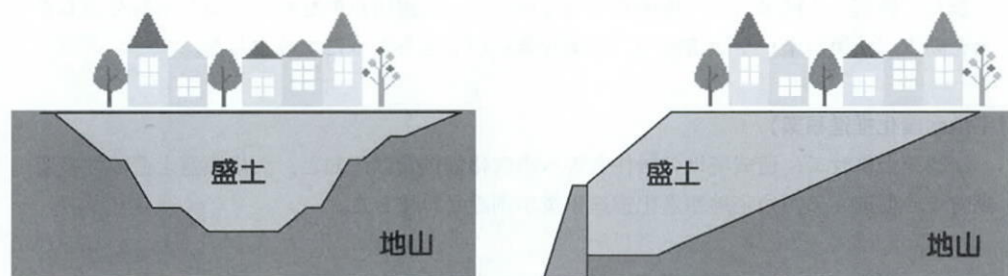
これら変動予測調査により抽出された大規模盛土造成地に関して、造成宅地防災区域の指定の可否を検討します。

造成宅地防災区域に指定した箇所について、滑動崩落を防止するため「滑動崩落防止工事」を実施します。

※3 大規模盛土造成地

・面積3000㎡以上の谷埋め盛土

・原地盤の勾配が20度以上かつ
盛土高5m以上の腹付け盛土



事業の流れは次のとおりです。

大規模盛土造成地の変動予測調査

【事業主体：地方公共団体】

① 一次スクリーニング

新旧地形図の照合等により「大規模盛土造成地」を抽出。

「大規模盛土造成地の分布マップ」を公表し、住民に周知。

② 二次スクリーニング

「大規模盛土造成地」の地質調査等や地盤の安定を検討。

滑動や崩落の恐れがある箇所を抽出。



造成宅地防災区域の指定

【事業主体：都道府県知事等】

① 災害防止上必要な措置をとることを土地所有者等に勧告

② 相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生の恐れが大きい場合、改善命令を発することができる。



滑動崩落防止工事の実施

【事業主体：宅地所有者等^{※4}】

※4 宅地所有者等：宅地の所有者、管理者又は占有者

3. 平成20年度事業概要

本県では、変動予測調査のうち、一次スクリーニングを実施し、大規模盛土造成地の把握や(仮称)大規模盛土マップを作成し、県民に公表します。

(1) 大規模盛土造成地の把握調査

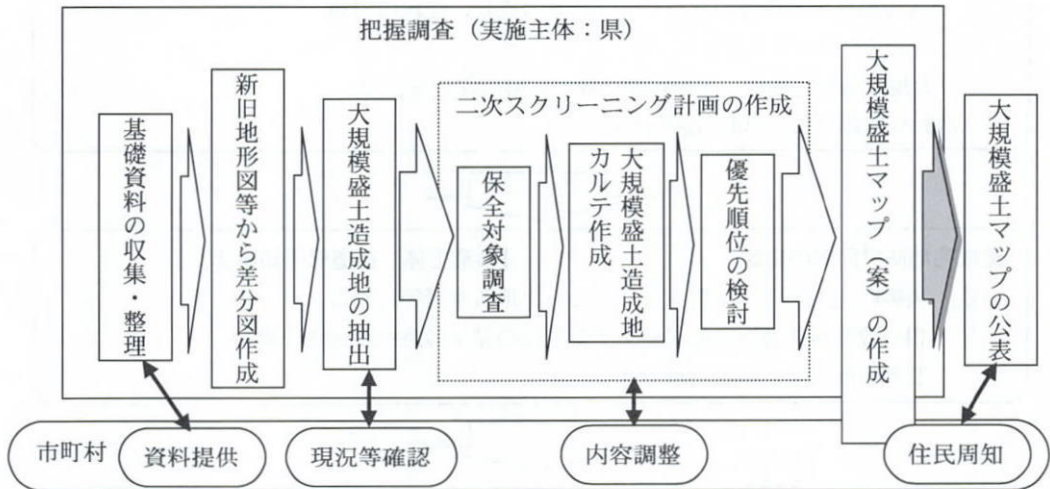
現況地形図と造成前の旧地形図等の重ね合わせ作業により大規模盛土造成地を抽出し、位置等を把握します。



(2) 大規模盛土造成地の公表

把握した大規模盛土造成地の分布状況について、県民に公表し情報提供を行います。

調査実施の流れは次のとおりです。



4. おわりに

宅地耐震化推進事業は、県民の方々の安全と安心を確保するとともに、地元の市町村においては、地域防災力の向上が図られると考えています。

その中であって、この事業を推進するためには、地元住民の方々の協力はもちろんのこと、市町村の役割が大きいと考えており、県との連携が必要不可欠と考えております。県では、今後も、市町村との連携を密にしながら、震災に強いまちづくりに努めてまいります。



アクアプラン川口21 ～川口市地域水道ビジョン～について

川口市 水道局 経営企画課

1 計画策定の背景

本市水道事業は、昭和27年の通水開始以来、刻々と変化する社会情勢に対応し安全・安心で効率的な水道事業を展開するため、鉛製給水管・石綿セメント管の全廃、老朽管の耐震対策、浄配水機能の更新、検針・収納業務の包括委託をはじめとするアウトソーシングなどに取り組んできました。しかし、使用水量の減少による収益性の低下に対応しつつ、顧客ニーズに合ったサービスを提供し続けるためには、経営のさらなる効率化が不可欠となっています。そして、これらを支える人材の育成、技術の継承と、市民とのパートナーシップに立脚した社会関係資本機能を有する企業基盤の確立も急務となっています。

折しも、厚生労働省は、21世紀の初頭において、全国の水道事業関係者が共通の目標を持ち、互いに役割を分担しながら連携して取り組むことができるよう、その道筋を示した「水道ビジョン」を平成16年6月に発表するとともに、この方針を踏まえ、地域の事情に合致した「地域水道ビジョン」の策定を推奨しています。

また、総務省は、地方公営企業が将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、改めて地方公営企業の経営の総点検を行うよう求め、民間活力の導入をはじめ、中期経営計画、業績評価の実施、積極的な情報開示などの事項を指摘しています。

そこで、今まで培った本市水道事業の特徴を活かしながら、新たな次元での基礎を確立し、お客様に水道水を通じて安全で安定したサービスを持続的に提供する、真の市民サービス企業を創造するため、今後10年間に於いて達成する計画を、『アクアプラン川口21～川口市地域水道ビジョン～』（以下「アクアプラン」と称します。）として策定しました。

2 企業ビジョン（経営理念）

アクアプランの策定にあたり、職員全員の参加による“思い”の抽出、アンケート調査による顧客ニーズの理解、SWOT分析による戦略の構築を行い、我々が理想とする姿である企業ビジョンを掲げました。この企業ビジョンを達成する計画がアクアプランです。

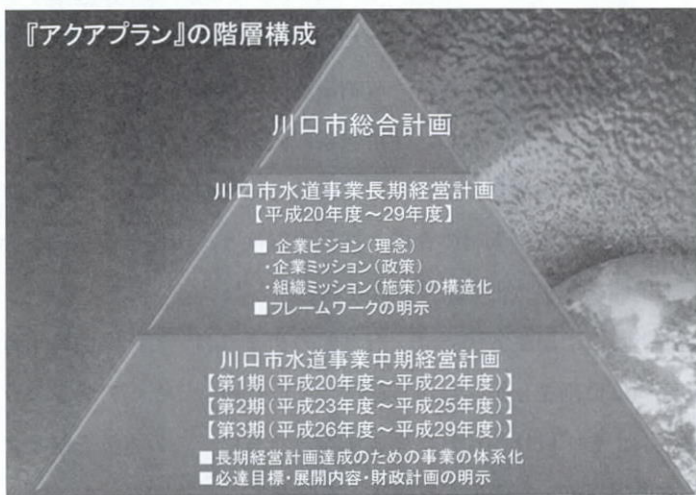
川口市水道局企業ビジョン（経営理念）

安全・安心・真心を いつでもお客様のもとへ

私たちは、未来に続く命を育てていくため
安全・安心と真心のこもったサービスを
水道水という商品に乗せて
たゆむことなくみなさまのお手元にお届けします。

3 計画の体系

アクアプランは、本市の最上位計画である「川口市総合計画」に基づき、本市水道事業の将来像を定めるとともに、今後10年間の達成目標を明らかにする「長期経営計画」と、この計画に基づく概ね3年間の経営戦略を明らかにする「中期経営計画」を総合するものとして策定しました。



(1) 長期経営計画

平成20年度から平成29年度までを計画期間とするこの計画は、理念－政策（9）－施策（29）－事業（57）を構造化するとともに、その内容を具体的に示し、お客様との約束事項の全容、達成するためのフレームワーク等を記述しています。

「何のために」「何を」「いつまでに」「どのようにして」行うのかを具体的に示しているのです。

政策(組織ビジョン)

政策1	安定した給水	(3施策 4事業)
政策2	安全性の確保	(2施策 5事業)
政策3	快適性の向上	(4施策 13事業)
政策4	災害対策の確立	(5施策 7事業)
政策5	環境との調和	(2施策 7事業)
政策6	サービスの向上	(2施策 3事業)
政策7	独自能力の発揮	(4施策 10事業)
政策8	組織能力の向上	(3施策 3事業)
政策9	社会との調和	(4施策 5事業)
合計	9政策	29施策 57事業

(2) 中期経営計画

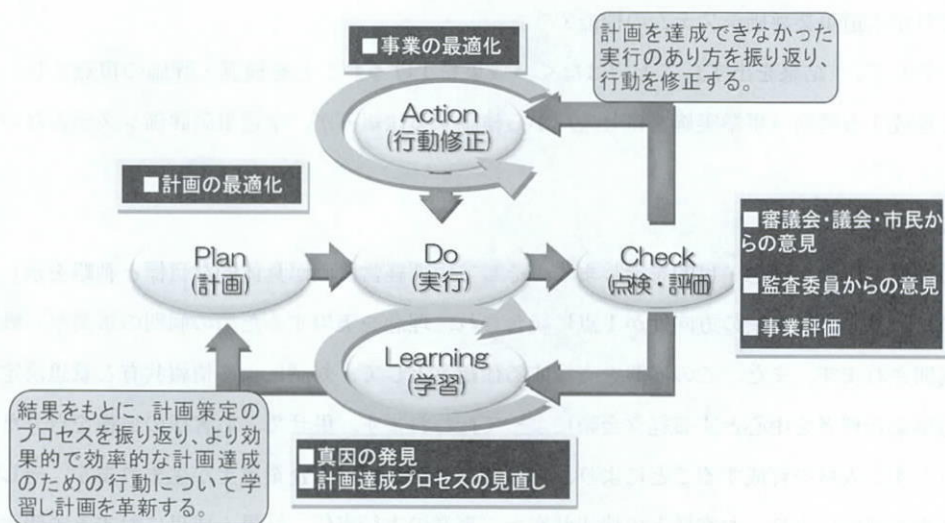
長期経営計画をおおむね3年に区分するこの計画は、政策別の工程、政策別期間別の事業費、第1期（平成20年度～平成22年度）財政収支計画及び、政策別の目標設定を明示しています。長期経営計画を具体化するとともに、第1期の3年間は、建設改良、委託、修繕に約132億円を用いることなど、「いくらをかけて」についても記述しています。

4 計画のマネジメント

アクアプランは、お客様のために必ず達成する指標を定めたものです。そこで、その達成を支えるため、改善から革新へと思考を展開するマネジメント・プロセス、価値前提の経営成果を明らかにする事業評価、人材育成・技術継承事業、組織内の情報共有と連携を促進する経営会議など、様々な仕組みが導入されています。以下、特徴的な2つの項目をご紹介します。

(1) マネジメント・プロセス

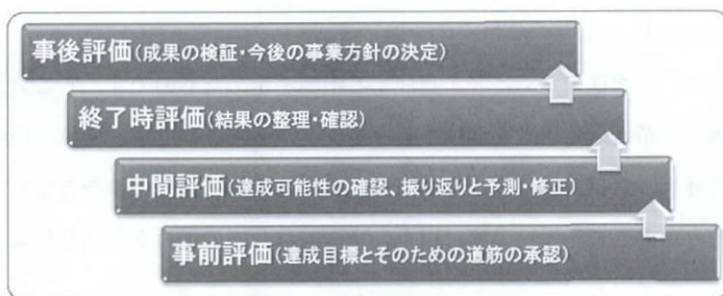
企業ビジョンを掲げ、目標をもち、事業展開の体系を創っても、事実前提・予定調和といった思考プロセスに囚われていては、成果を生み出すことは不可能です。成果を生み出すためには、まずものの考え方そのものを改めなければなりません。そこで、計画して行うという従来のやり方や発想を、計画（Plan）・実行（Do）・点検・評価（Check）・改善（Action）というシングルループのプロセスに改めるとともに、計画のローリングや事業評価は、学習（Learning）の工程を加えたダブルループのマネジメント・プロセスにより行うことを基盤としました。



(2) 水道事業評価システム

前述のマネジメント・プロセスを具体的に適用する仕組みが、水道事業評価システムです。

アクアプランの中期経営計画に定めた目標は必達目標であり、お客様との約束です。水道事業評価システムは、この約束を果たすための水道局の活動、結果及び成果を評価・公表し、お客様にわかりやすくお伝えすることで、水道事業の実行責任・説明責任を果たしていくものです。



事前評価では、いつまでにいくらかけてどのような成果を達成するか評価し、その内容をお客様に公表します。また、中間評価では、目標達成に向けた進捗状況の評価し、成果に影響を及ぼす要因等を解消するとともに、さらに高い成果の達成を検討し、お客様に公表します。そして、事後評価では、終了時の評価に基づき達成した成果とのギャップを分析し、計画を修正するとともに、内容を明らかにします。

このように、「こうします」という事前の約束、「こうしたらこう良くなった」あるいは「こうしたのにこう悪化した」などの経過・結果・成果の検証、「さらにこのように良くしていく」という計画修正を行い、当初の目標を達成する、または当初の目標以上に達成していく。これが水道事業評価システムの機能です。

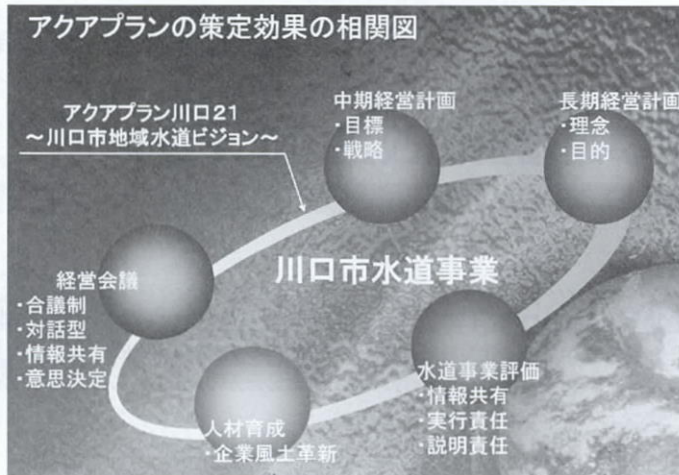
そして、『結果を出す』ことではなく『成果を上げる』ことを検証・評価の視点とし、目標を達成する道筋（事業実施プロセス）から検証する仕組みが、水道事業評価システムなのです。

5 策定の効果

長期経営計画が理念・目的を示します。そして中期経営計画が具体的な目標と戦略を示します。これにより、水道事業の方向性が1点に統合され、理念を実現するための個別の事業が、戦略的に展開されます。また、この展開を支援する仕組みとして、対話による情報共有と意思決定が、水道事業管理者を中心とする経営会議によって行われます。併せて、お客様の信頼を自分たちの誇りとする人材を育成することにより、自ら学び挑戦し続ける企業風土が生まれます。そして、水道事業評価により、お客様との情報共有と、事業の実行責任、結果・成果に対する説明責任を

果たします。

このようにして、本市水道事業は、アクアプランにより、組織内部においても、市民との関係においても、行動の意味が明確で、達成する成果が明らかな経営を達成できるのです。



アクアプランは、川口市水道局ホームページでご覧いただけます。また、平成20年度の事前評価についても公表しています。

URL（平成20年5月20日現在）

(1) アクアプラン川口21～川口市地域水道ビジョン

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/94050030/94050030.html>

(2) 水道事業事前評価

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/94050035/94050035.html>

経営事項審査制度の改正について

国土交通省総合政策局建設業課

経営事項審査の改正のポイント

改正の目的

- 公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に則した評価基準の確立
- 生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し



(1) 評価項目及び基準の見直し

- **完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価（X1、X2）**
 - ・完工高（X1）のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
 - ・X2の指標として、利益額（EBITDA）、自己資本額を評価
- **企業実態を的確に反映した経営状況評価（Y）**
 - ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系
 - ・企業実態に即した評点分布となるよう（例：小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。）評点分布を見直し
- **よりの確な技術力評価（Z）**
 - ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請けの完工高を評価
 - ・技術力（Z）のウエイトを引き上げ
 - ・法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価
 - ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限
 - ・技術職員数における激変緩和措置を廃止
- **社会的責任の果たし方によって差のつく評価（W）**
 - ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
 - ・法令遵守状況を評価対象に追加
 - ・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

(2) 虚偽申請防止の徹底

- **虚偽申請を行にくい制度設計**
 - ・経理の信頼性向上の取組み（会計監査人の設置等）を評価
- **虚偽申請に対するペナルティ強化**
 - ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大

(3) 企業形態の多様化への的確な対応

- **経営状況の連結評価**
 - ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価
- **新たな企業集団評価制度の創設**
 - ・一定の企業集団に属する連結子会社は経営状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価

(4) その他

- **申請負担の軽減**
 - ・経営事項審査のための提出書類の見直し

(5) 施行日

- ・平成20年4月1日より施行

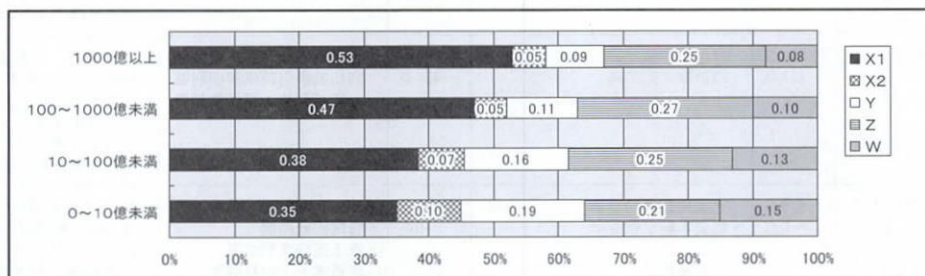
評価項目及び基準の改正概要

	現 行			改 正 後			
	ウエイト	評点幅	評価内容	ウエイト	評点幅	評価項目	備 考
X 1	0.35	2,616点 ～580点	・完成工事高（業種別）	0.25	2,268点 ～390点	・完成工事高（業種別）	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエイトを0.35から0.25へ引き下げ ・評点の上限（現行2000億円）を1000億円に引き下げ ・小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正（最低点を390点に引き下げ）
X 2	0.1	954点 ～118点	・自己資本額／完工高 ・職員数／完工高	0.15	2,280点 ～454点	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本額（＝純資産額） ・利払前税引前償却前利益＝営業利益＋減価償却費 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本、利払前税引前償却前利益の金額をそれぞれ数値化し、1：1で合算 ・中小業者の層で極端な差がつかないように評点テーブルを設定 ・現行の職員数の評価項目は廃止
Y	0.2	1,430点 ～0点	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率 	0.2	1,593点 ～0点	<ul style="list-style-type: none"> ・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー（絶対額） ・利益剰余金（絶対額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の評価項目（固定資産等）への偏りを緩和し、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性及び絶対的力量を評価できる8指標を選定 ・ペーパーカンパニーが過大な評価とならないなど、企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅等を見直し ・会計基準によって差が生じにくい制度設計
Z	0.2	2,402点 ～590点	・技術職員数（業種別）	0.25	2,366点 ～450点	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員数（業種別） ・元請完工高（業種別） 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ・技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化し、4：1で合算 ・技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限 ・省令に位置付けられた講習を修了した基幹技能者を優遇して評価 ・監理技術者講習受講者を優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化
W	0.15	987点 ～0点	<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・建設業の営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況 	0.15	1,750点 ～0点	<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの項目について加減幅・減点幅を拡大するとともに、評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって差のつきやすい制度設計とする ・自己申告による評価項目（工事安全成績、賃金不払状況）は廃止 ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合（退職一時金制度と企業年金制度） ・法令遵守の状況は、審査対象年における建設業法に基づく監督処分状況を評価 ・建設業の経理に関する状況は、現行の社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査人又は会計参与を設置している場合、有資格の経理実務責任者による会計のチェックがなされている場合に加点 ・研究開発の状況として、研究開発費の金額を評価。評価対象は会計監査人設置会社に限定

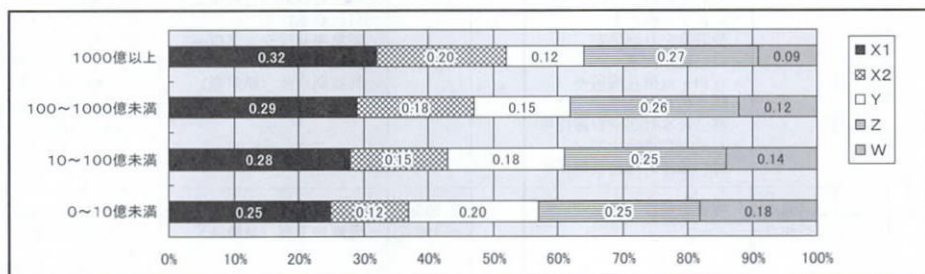
各評点項目の実質ウエイト

- 大企業においてはX1（完工高）の実質ウエイトを大幅に引き下げる一方、X2（利払前税引前償却前利益・自己資本）の実質ウエイトを相対的に高くする
- 中小企業においては、W（社会性等）の実質ウエイトを相対的に高くする

【現行】



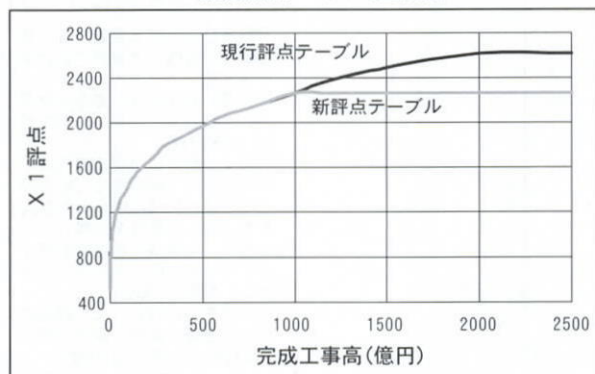
【改正後】



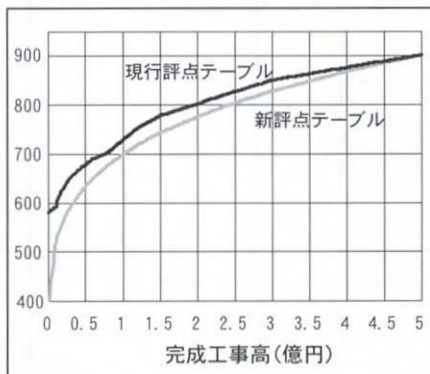
各評価項目の評点分布 (X1)

- 評価の上限（現行：完工高2000億円、評点2616点）を1000億円、2268点まで引き下げる
- 小規模事業者間でも、適正な競争が行われるよう、完工高5億円未満の層について、完工高に応じて差がつく評点テーブルに設計

新旧評点テーブル(全体図)



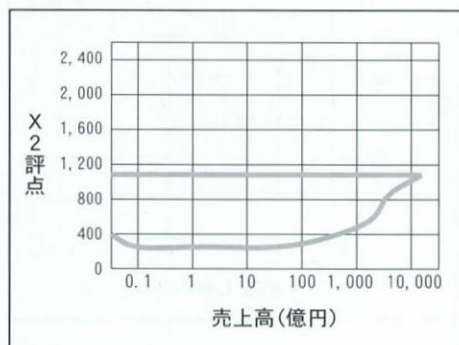
新旧評点テーブル(完工高5億円以下の部分)



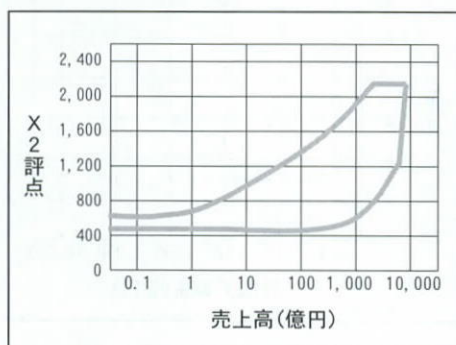
各評価項目の評点分布 (X2)

- 評価項目を現行の①自己資本/完工高・②職員数/完工高から、自己資本と利払前税引前償却前利益の絶対額に改正
- 評点幅を現行118~954から454~2280に拡大。売上高が小さい層では、評点の差がそれほどつかないように評点テーブルを設計
- 売上高が大きい層では評点に差がつきやすいよう評点テーブルを設計

【現行】



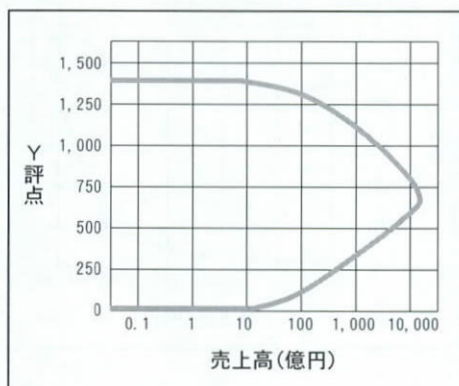
【改正後】



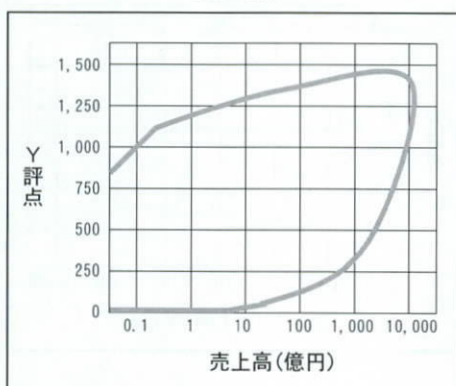
各評価項目の評点分布 (Y)

- 現行と比べ、売上高が小さい層で評点の分布幅を小さく、売上高が大きい層では分布幅を大きくすることにより、評点分布の適正化を図る
- ペーパーカンパニーの過大評価が排除されるよう、指標を見直し

【現行】



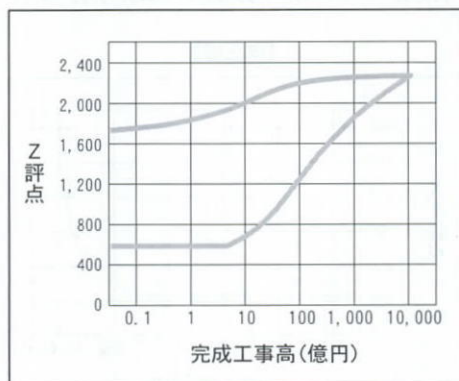
【改正後】



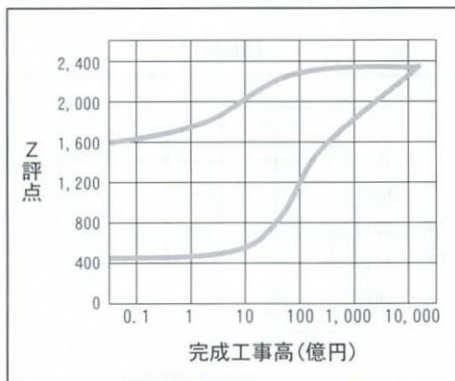
各評価項目の評点分布 (Z)

- 評価項目として新たに元請完工高を追加
- 技術職員については、評価される業種を一人つき2業種までに制限（現行は制限なし）
- 評点テーブルを階段式から線形式に変更

【現行】



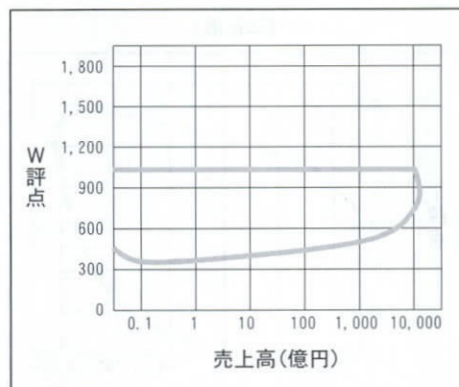
【改正後】



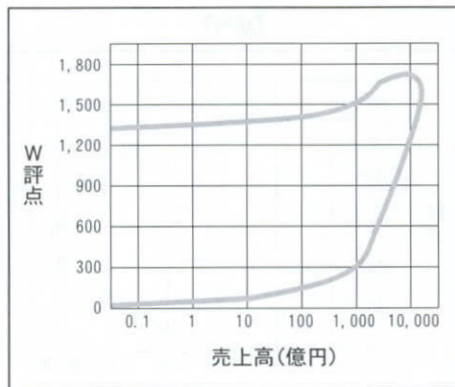
各評価項目の評点分布 (W)

- 評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって評点に差がつくよう評点テーブルを設計
- 法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目（工事安全成績・賃金不払状況）を廃止

【現行】



【改正後】



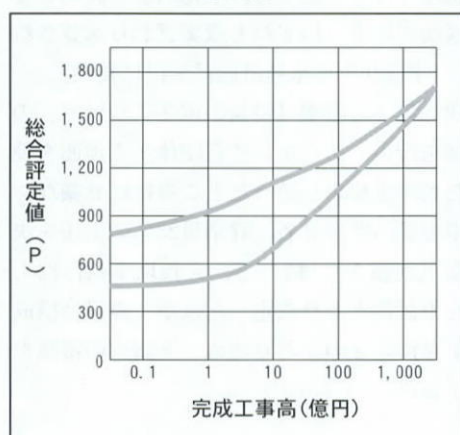
総合評定値（P点）の評点分布

○同じ完成工事高でも、経営の内容、社会的責任の果たし方によって差がつく評価項目及び基準を設定

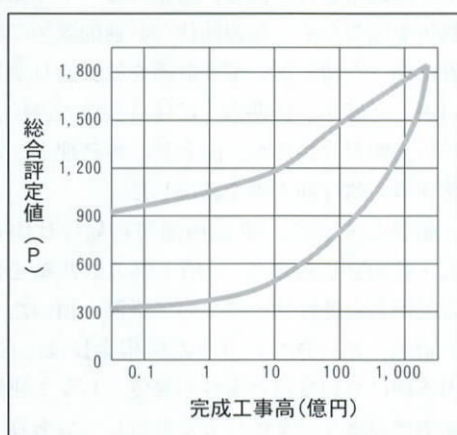


○同じ完成工事高の建設業者でも、総合評定値の最高点と最低点の差が大きくなる評点分布となる

【現行】



【改正後】



連合会の動き

平成20年度通常総会を開催 「脱談合」時代に対応した 新しい建設生産システム構築

当建産連は6月10日午後2時から建産連研修センター大ホールにおいて、平成20年度・第29回通常総会を開催。適正な元・下関係の構築を図るため、加盟団体の共通の課題の改善に向けた新年度の事業計画を原案通り承認、可決したほか、任期満了に伴う役員を選任を行い、関根会長ほか、副会長、専務理事、常務理事の執行部人事を議決した。

総会に先立ち、県総務部契約局の秋山幸夫・技術評価幹から、「埼玉県の公共調達」の工程表と進捗状況について講演を頂いた。

冒頭、あいさつに立った関根会長は、「県内各地において談合事件が発覚、しかも建設産業界の様々な業種にまで拡散しつつあり、企業の存亡に関わるような危険な状況にある」と述べ、コンプライアンスの徹底を呼び掛けた。

総数27団体のうち出席26団体で、議長に関根会長を選出、議事録署名人に高岡理事と白澤理事を指名して議事に入った。

第1号議案「平成19年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成19年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成19年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程した。田中事務局長から各議案について順次説明を行い、宮下代表監事から監査報告を受け一括質疑の有無を諮り、いずれも原案どおり承認された。

引き続き、第4号議案「平成20年度事業計画案について」、第5号議案「平成20年度一般会計収支予算案について」、第6号議案「平成20年度特別会計収支予算案について」

平成20年度通 社団法人 埼玉県建設産業



あいさつする関根会長

の関連3件を一括上程、事務局より説明を受け採決の結果、いずれも原案どおり承認された。(平成20年度事業計画は後段に掲載)

次に第7号議案「役員を選任について」の審議を行い、あらかじめ各団体から推薦を受けた名簿を提示し諮ったところ特に異議なく、理事32名、監事3名、評議員23名の選任を決めた(別表1)。続いて、会長以下執行部人事を下記のとおり決定したほか、委員会構成人事を別表2のとおり決め、全議案の審議を終了した。

役員

(会長・副会長・専務理事・常務理事)

会長	関根 宏 (埼玉県建設業協会)
副会長	古郡 一成 (埼玉県建設業協会)
"	佐野 良雄 (埼玉県電業協会)
"	有山 賢市 (埼玉県空調衛生設備協会)
"	藤原 恒男 (埼玉県造園業協会)
"	高橋 庫治(新任) (埼玉建築士会)
専務理事	須永 光世 (埼玉県建設産業団体連合会)
常務理事	田中 大郎 (埼玉県建設産業団体連合会)

〔別表1〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会役員名簿

(順不同・敬称略)

構成団体名	会長	副会長	理事	監事	評議員
(社)埼玉県建設業協会			関根 宏 古郡 一成	平岩 宗敏	島田 松夫 星野 博之
(社)埼玉県電業協会			佐野 良雄 荻野 勝治		島村 光正
(社)埼玉県造園業協会			藤原 恒男	宮下 良夫	伊藤 正博
東日本建設業保証(株)埼玉支店			椋尾 民雄		
埼玉県電気工事工業組合			小澤 浩二		下鳥 勝三郎
(社)埼玉県空調衛生設備協会			有山 賢市		大原 萬彌
(社)日本塗装工業会埼玉県支部			渡辺 秀雄		細田 新作
埼玉県建設大工工事業協会			目黒 有		白戸 修
(社)埼玉建築士会			高橋 庫治 塩川 通正	水上 外美子	増谷 治郎
(社)埼玉県建築士事務所協会			宮原 克平		松下 充孝
(社)埼玉建築設計監理協会			桑子 喬		大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会			小山 進		間仁田 勝
建設業労働災害防止協会埼玉県支部			真下 恵司 荒川 春郎		
埼玉県道路舗装協会			真下 恵司		横澤 淳一
埼玉県コンクリート製品協同組合			日下 銹二		谷津 直吉
埼玉県下水道施設維持管理協会			矢澤 研二		小山 昇
埼玉県環境安全施設協会			宮田 勉		小川 裕児
(財)埼玉県建築住宅安全協会			高岡 敏夫		
埼玉県総合建設業協同組合			白澤 芳正		矢島 幹美
埼玉県建設業健康保険組合			清水 澄弘		
埼玉県建設業厚生年金基金			古郡 一成 林 卓郎		
(社)情報通信設備協会埼玉県支部			濱田 三千男		木下 高志
埼玉県地質調査業協会			岡崎 幸夫		戸谷 晟司
埼玉県生コンクリート工業組合			遠藤 輝男		小林 隆
埼玉県設備設計事務所協会			服部 幸二		藤原 克彦
埼玉アスファルト合材協会			島村 健		長浜 忠
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会			中嶋 隆		吉野 淳司
(社)埼玉県建設産業団体連合会			須永 光世 田中 大郎		

〔別表2〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会委員会構成

◎委員長 ○副委員長 (平成20年6月10日現在)

構成団体名	総務委員会	広報委員会	経営改善委員会	研修指導委員会
(社)埼玉県建設業協会	◎古部 一成	島田 松夫		星野 博之
(社)埼玉県電業協会	荻野 勝治	島村 光正	◎佐野 良雄	
(社)埼玉県造園業協会		伊藤 正博		◎藤原 恒男
東日本建設業保証(株)埼玉支店			棕尾 民雄	
埼玉県電気工事工業組合	小澤 浩二		下鳥 勝三郎	
(社)埼玉県空調衛生設備協会		◎有山 賢市	大原 萬彌	
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	渡辺 秀雄		細田 新作	
埼玉県建設大工工事業協会			○目黒 有	白戸 修
(社)埼玉建築士会	○高橋 庫治		塩川 通正	増谷 治郎
(社)埼玉県建築士事務所協会	宮原 克平			松下 充孝
(社)埼玉建築設計監理協会	桑子 喬			大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会		間仁田 勝	小山 進	
建設業労働災害防止協会埼玉県支部		○荒川 春郎		
埼玉県道路舗装協会	真下 恵司		横澤 淳一	
埼玉県コンクリート製品協同組合			日下 銹二	谷津 直吉
埼玉県下水道施設維持管理協会	矢澤 研二	小山 昇		
埼玉県環境安全施設協会		宮田 勉	小川 裕児	
(財)埼玉県建築住宅安全協会				高岡 敏夫
埼玉県総合建設業協同組合			矢島 幹美	○白澤 芳正
埼玉県建設業健康保険組合	清水 澄弘			
埼玉県建設業厚生年金基金				林 卓郎
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	木下 高志	濱田 三千男		
埼玉県地質調査業協会			岡崎 幸夫	戸谷 晟司
埼玉県生コンクリート工業組合	小林 隆		遠藤 輝男	
埼玉県設備設計事務所協会	服部 幸二	藤原 克彦		
埼玉アスファルト合材協会		島村 健	長浜 忠	
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会			中嶋 隆	吉野 淳司

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

平成20年度事業計画

1 研修事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行う。

2 構造改善事業等

国において示された「建設産業政策2007」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を開催し、「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築を図るため「対等で透明な建設生産システムへの改革」などに向け、取り組むべき事業について推進を図る。
- (2) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の知識の向上に資するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。
- (4) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

3 情報活動

(1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動き、その他労務等に関する情報を適宜収集し、会員団体に提供する。

(2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体等に提供する。

4 要望活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に要望等を行う。

5 連絡調整事業等

会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。

- (1) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。
- (2) 会員団体の主催する会議、国及び県等主催の各種協議会並びに集い、役員・委員等を努める関係団体の会議等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

6 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

7 埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理に努める。
 - ・エレベーター改修工事の実施、他設備の安全性・機能性を維持するため適宜修繕を行う。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。
- (3) 会議室等の効率的な利用に努める。

8 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業推進を図る。

委員 理事会報告

通常総会提出議案について協議

平成20年度第1回理事会開催

5月12日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で本年度第1回目の理事会が開催され、平成20年度通常総会の運営や、付議する議案などについて協議を行った。

議事に先立ちあいさつに立った関根会長は、「我々建設産業界にとっては厳しい経営環境を強いられているが、加えて、各地において入札談合疑惑が続発し、しかも建設産業界の様々な業種に拡散するなど、これまでにない危険な状況になっている」と指摘、注意を呼び掛けるとともに、自ら加盟団体の総会に積極的に参加、周知を図っていく考えを示した。

議案審議に協力を求めた後、議事録署名人に矢澤理事と宮田理事を選出し議事に入った。



【議題】

平成20年度通常総会の開催日程などについて

6月10日午後2時から建産連研修センター

3階大ホールで開催される総会次第（進行要領）について、田中事務局長から詳細説明を受けこれを承認した。また、連合会の運営が、税負担、資産の減少、人員削減などにより非常に厳しい状況にあることから、経費削減のため懇親会を取りやめることについて諮り、了承された。

通常総会提出議案について

①平成19年度事業報告の承認②平成19年度一般会計収支決算の承認③平成19年度特別会計収支決算の承認—の3件について、事務局より一括説明を受けた後、これを承認した。

続いて、④平成20年度事業計画案⑤平成20年度一般会計収支予算案⑥平成20年度特別会計収支予算案—の3件について、事務局より一括説明を受けた後、原案どおり承認した。

役員の選任については、加盟各団体の総会終了後に推薦をいただき、6月10日の総会までに決定することです承された。また、今年度は役員の改選時期にあたることから、先の正副会長会議において会長、副会長、専務理事、常務理事の役員については、原則再任としたことを諮り、承認された。

その他

建産連会館・研修センターの夏期閉館について

例年、曜日にかかわらず、8月13日から8月16日を閉館としているが、今年に限りエレベーター改修工事の実施に伴い、8月12日から8月17日（平日4日間）に変更することを報告した。



第116号発行とポスター・絵画 コンクール募集について協議

広報委員会

4月23日正午から、建産連研修センター第2会議室で広報委員会（有山委員長）が開催され、建産連ニュース第116号の発行とポスター・絵画コンクールについて協議を行った。

議 題

「建産連ニュース」第116号の発行について

このほど発行された4月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。



「建産連ニュース」第117号の編集案について

7月に発行する第117号の編集案について、編集担当から趣旨説明を行った。

この中では、「表紙写真については加盟団体企業から募集したらどうか」との提案を受け、次号には募集案内の記事を掲載することとした。また、その第1回目として島田委員から写真提供を受けることとし、次号表紙写真に使用することが決まった。

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について

事務局より第29回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの収支決算報告を行うとともに、第30回については、予算編成に支障をきたしていることから休止したい旨を諮った。中止か存続について協議を行った結果、

「規模を縮小しても存続すべき」との意見が大勢を占めたため、実施方法について検討のうえ実施することとした。

その他

次回委員会開催日を7月23日とすることを決めて閉会した。

官から民への営業転換講座開く

平成20年度第建設業経営講習会

当建産連は6月19日午後1時30分から平成20年度第1回目の「建設業経営講習会」を、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証（株）埼玉支店との共催により建産連研修センター大ホールで開催、加盟団体会員企業の経営者、経営幹部、営業管理者など約90名が受講した。

同日は、「官から民への営業転換」をテーマに、日本コンサルタントグループ建設産業システム研究所の平林修二所長が、約3時間にわたって講演を行った。



講演する平林講師

平林講師は、「公共工事中心に展開してきた企業の多くが、民間建築市場への進出を狙っており、受注獲得競争がこれまで以上に熾烈になっていくことが予測される。このような環境変化の中で確実に受注を確保していくためには、自らの意志で営業戦略を構築し、組織をあげて新規の潜在情報収集に向けた営業活動と、客のニーズを的確にとらえた提案

を受注に結びつける能力が必要となる。これは、負時代の営業活動から市場創出時代に対応する営業活動への転換が求められていることを指している」とし、①建設市場の今後と環境変化に対応する経営体質づくり②市場に対応する建設営業戦略の構築に向けて③潜在情報開拓型営業力構築実践法—について事例を交えながら解説した。

田村会長を再任 全建と提携し活動推進

全国建産連通常総会

全国建設産業団体連合会は6月17日、東京・霞ヶ関ビルの東海大学校友会館で平成20年度通常を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、田村会長を再任するとともに筆頭副会長に絹川治氏（京都）が就任した。

平成20年度通常総会 社団法人 全国建設産業団体連合会



再任した田村憲司会長

再選された田村会長は、「建産連は全国建設業協会と提携して事業を進めることが効果的。今年度も密接に連携して関係諸団体にPRしていく」とあいさつするとともに、最近の原油高について「マネーゲームが、信用の落ちた金融商品から原油に移ってきただけ。いずれは戻るだろう。大変迷惑な話だが、こうしたことを踏まえて経済を考える必要がある」と発言。公共事業費の削減については

「一つの流れであり、やむを得ない。我々には阻止できないが、国土交通省にはその加減について頑張ってもらいたい」と述べた。

また今年度の取り組みとして「低価格受注への対策」「下請けにしわ寄せのこないシステムづくり」を掲げた。総会で承認された事業計画でも、ダンピング排除に向けた要望活動や、産業構造を考える建設生産システム合理化推進協議会連絡会議の開催を盛り込んでいる。

新役員は次の通り（敬称略、カッコ内はブロック名）。

【会長】

田村憲司（東海）

【副会長】

菅原三朗（東北）、関根宏（関東甲信越）、北川義信（北陸）、絹川治（近畿）、都間隆（中国）、浅田毅（四国）、味岡正章（九州・沖縄）

営業年数にウエートを

総会終了後に行われた会見で、田村会長は自身について「高齢であり、体力の限界を自覚している」と述べ、会長職を支える筆頭副会長に絹川氏を指名したことについて「政策の部分をサポートしてもらいたい」と語った。一方、絹川副会長は「公共事業費削減やダンピングのしわ寄せは人件費に来る。建設業への入職者を増やすには賃金を上げる必要があるが、そのためには利益の出る体質にしなければならない。構造改善に力を入れる」との考えを示した。

また田村会長は、事業量減少にも関わらず建設業者数が減らないことについて「50万社は多い。30万ぐらいが良いのではないかな。淘汰の一方で新規が多く、これが一般競争に入ってくる。総合評価方式や経営審査事項において『営業年数』にウエートを大きく置いてもらいたい」と強調した。

県内建設業の活性化などを要望

中小企業・農林業を支援する議員連盟と意見交換

当建産連は6月27日、埼玉県議会「中小企業・農林業を支援する」議員連盟役員と意見交換を行い、県内建設業の活性化とダンピング対策・不調不落対策の2項目を要望した。

関根会長のあいさつに続き、古郡副会長（埼玉県建設業協会会長）が、「厳しい経営環境下において、会費負担削減のため退会企業が続出、災害などの緊急時に万全な対策を講じることができないだけでなく、団体そのものの存続が危うくなってきている」と、現状と課題を前置きした後、「総合評価方式における現行の選択評価項目「企業の社会的貢献度」の中の「災害防止活動などの実績」については、必須評価項目に格上げし、評価点は、予定価格の5%程度の配点にいただきたい」と述べ、地元優良企業に活力を与えてもらえるよう強く要望した。

次に佐野副会長（埼玉県電業協会会長）が、「今年4月、国土交通省直轄工事においては、ダンピング対策として低入調査基準価格を予定価格の85%に近い額にまで引き上げる見直しがされたところで、県においても同基準により、調査基準価格と最低制限価格を設定していただきたい。また、一部の工種においては、発注側の積算価格が実勢とかけ離れていることから、不調不落となり契約に至らない事態が生じている。実勢を踏まえた積算価格としていただきたい」と要望した。

これに対し議員連盟からは、「内部調整を行い、要望の主旨が反映されるよう努力する」との見解が示されるとともに、「これからは、CO2の削減努力が評価項目の中でも大きなウエイトを占めてくると思われるので、数値化できるよう研究してもらいたい。また、今回のような要望については、市町村に対しても同様に働き掛けるべき」との要請があった。

当建産連からは関根会長（建設業協会常任顧問）、古郡副会長（建設業協会会長）、佐野副会長（電業協会会長）、藤原副会長（造園業協会会長）、有山副会長（空調衛生設備協会会長）、高橋副会長（建築士会会長）、星野評議員（建設業協会副会長）が出席した。



産官共同の道路台帳整備検討委員会

ダムからの転勤

大手測量会社のずさんな測量で苦勞した有間ダム建設事務所から川越土木事務所（現在の川越県土整備事務所）へ転勤となり、また、用地交渉と苦情処理の毎日が戻って参りました。

そんな転勤したてのある日、「役所の者が民地（民地と民地）の境界に口を出した」と、事務所に怒鳴り込んで来た人がおり、その剣幕にあらうことか、所長までが逃げ出す騒ぎがありました。



事情を知らぬ私が、そのトバッチリを受け相手をさせられる羽目になりました。雷鳴が轟くような大声と、雲を突くような大男でそれはとても迫力がありました。よく聞いてみますと、どうも、役所の測量に不満があるらしく、ここでも、また、私が直営で測量を行う羽目になってしまいました。幸いなことに、地中深くに石杭が見つかったため問題解決になりましたが、よくよく、測量にたたられる星のもとにあるのかと、我が身を嘆いたのであります。

その後、浦和土木事務所（現さいたま県土整備事務所）へ異動しましたが、見沼田んぼ

での工事失敗があり、その後始末に追われる羽目になりました。地元の人達に多大な迷惑をかけ、その補償問題が棚上げされていたからです。それらの経過において特筆すべきは、見沼に住む人達と知り合いになりました。今でも、私にとってかけがえのない人生の先生となっております。

フットワークが身上の私が本庁勤めになり、道路維持課の企画調査係に赴任いたしました。現場を飛び回っていた私は、まず、本庁にきてからしめるようになったネクタイが苦しくて青息吐息でした。仕事の内容は調査が主で、地味な作業の積み重ねが求められる仕事でありました。



そんなある日、自治省（現在総務省）の検査で、道路台帳の未整備により、「概算7億円から11億円の返還が求められそうだ」との連絡が財政課から入りました。道路延長や面積が地方交付税（国庫から地方に交付されるお金）の算定基準になっていましたが、当時、簡易台帳しかなく、新しい道路をつくったり、改良して面積が増えても、それらの情報はその中に含まれておりませんでした。

まさしく、盲点をつかれたのであります。財政課も困り果て、「台帳に未掲載分の道路

分を認めてもらうよう、自治省と交渉をして欲しい」との依頼がありました。そこで私は、「現実には、道路が新設されたり改良されたりしているわけで、廃道の分や、市町村道への移管などマイナス分だけカウントし、これら増設分だけ、一方的に算定基準から外すのはいかがなものか」とくいさがりしました。

それから1週間は、毎日徹夜に近い状況で、新設道路の延長や改良で拡張された面積の算定におおわらわで取り組みました。当時、上司の松岡洋吉補佐も見るに見かねて、自分の忙しい仕事の合間をぬって手伝ってくれたのですが、増えた道路面積を出すため、三斜（与えられた図形を三角形に区割りしその面積を算定する方法；自治省の検査官は、これ以外の方法では自分でチェック出来ないのを認めてくれなかった）を切ってもらったのですが、その手際の良さには感心させられました。

タイムリミットの1週間がきたので自治省に連絡すると、夜中の2時でないと体が空いていないとのことで、明け方まで説明をさせてもらいました。

「今回はこれで認めますが、次からは、正式な道路台帳のものでないと受付はできません」とはっきり言われました。検査官はその足で、羽田から鹿児島へ向かいました。通常は、国交省や農水省の者しか会う機会がないのですが、自治省でも、若い国家公務員は大変だなとつくづく思いました。

「道路台帳を急ぎ作成せよ」

これらの結果は、県庁財政課に大激震をもたらしました。早速、財政部長より土木部長を経て、飯田課長に「道路台帳作成」の依頼がありました。



飯田豊氏（故人）

「こんな事もあるだろうということで、道路台帳については手を打ってあるんだよ、市川君、測量会社がよく来るだろう」

「いえ、ぜんぜん来ませんが」

「えっ！そんなはずはないだろう」

「そう言えば、国土地理院のかたは、いろいろ来られますよね」

「あれは、台帳とは関係ないんだよ、GPS（人工衛星を利用して、地球上の位置を正確に割り出す）、GIS（地図情報）やIT化（コンピューターやデーター通信に関する技術の利用）など先端技術の相談に来るんだよ」

— そういえば、飯田さんは、東芝、日立、松下電器やIBMの人まで顔が広く、県庁の電算化の草分けでもありました。そんな関係から、通産省（現在経済産業省；経産省）はもとより、国土地理院の人達からも一目おかれており、特に、その発想とひらめきには高い評価を受けておりました。

そんな評判が広まり、大手測量会社の先端技術担当者もよく来ていたようです。しかし、私がこの課に来てからは、ピタッと顔を出さなくなったようです。

そう言えば、たまたま、ドアを開けて入ろうとした大手の測量会社の営業マンと目が合ったことがありましたが、あたふたと帰っていったのを思い出しました。



「私がいるので、入りづらいんじゃないんですか」と、有間ダムでひどい目にあった話をした所、「そんなことするんだ、それは許せん！」と私以上に憤慨してくれました。

そんな課長に恐る恐る台帳作成の方針について相談いたしました。

「道路台帳の検討なんですけど、役所だけでなく、測量業界のプロの人達と一緒にやってみ

たいのですが」

「それは面白い、そうだ、役所の者の勉強にもなるんじゃないか、良い機会だと思うよ」

新しもの好きな飯田課長はすぐ乗ってくれました。

「業界の助けを求めるとなると、役所のものも、各方面から選ばないと」と、暗に私の係の力不足を心配してくれたのであります。

産官合同の強力な布陣

早速、県産連の埼玉県測量業協会に連絡すると、技術委員会の代表が笠原保孝さん（前補償コンサルタント協会長；武州測量会長）でした。この人とは、秩父で一緒に測量競技大会の審査をやったので、ツーと言えばカーの間柄でした。当時は秩父市の職員で測量に造詣が深く、なにより人柄が抜群の人でありました。

話がトントン拍子にまとまり、笠原さんを筆頭に、高橋康彦さん（芝測量建築設計）、西山元也さん（埼玉中央）、西 弘行さん（南建設）、小山 保さん（埼玉測量設計；故人）大山貞二さん（太平洋航業）、文字通り、測量業界のエキスパートで理論家の面々が参加してくれることになりました。

役所の方も、課長自ら事務所長などと相談しながら決めてくれました。有間ダムで一緒だった横倉輝夫さん、ゴルフの名手でも有名な秋池 實さん、秩父で一緒だった黒沢光司さん、清水貞男さん、理論家の中島直彦さんが選ばれました。忙しい本務の仕事以外に余計なものを手掛けるわけで、選ばれた本人達にとっては大変な災難とも言えます。

検討に先立ち、飯田課長から道路台帳作成の必要性和経緯を説明。この中では、「簡易台帳の作成や管理に長いこと携わっていたお陰で、県管轄道路はもとより市町村道まで頭に入って、その後の仕事に大変役にたっている」とのお話があり、課長もこんな地味な仕事に携わっていたんだとびっくりいたしました。

選ばれた人達の集まりですから、最初から、実践的な検討になりました。まず、タイムリミットがあることから、目標とスケジュールをおおまかにきめました。次に航測でいくか、実測でいくかが議論され、これは他県の状況などを調べることになりました。引き続き、修正をふまえた調書や図面の取り扱い、等面白いように検討課題が次々と出されました。さすが測量のプロ達です。現場での現実的な考え方に立った問題提起に役所の者は皆感心しました、また、測量業界の皆さんも役所の者たちの予算をふまえた実施計画や法令などの解釈には感心しておりました。

難問続出

そんな検討をすすめるうちに、問題が浮き彫りになってきました。すなわち、

- ① 道路は毎年新設されたり、市町村道が県道に昇格されたりしてその姿がいつも変わっていること、そればかりか、歩道の新設、交差点の改良など細かいところまでいつも変化している。これを台帳にどう取り込むのか（道路は生き物）
- ② 官民境界がなかなか決まらない；役所が測りだした境界ということで応じてくれない。（境界を決定するために無理をすると、道路敷地がねぐられる恐れがある）
- ③ 道路内の占用物件（水道管、下水道管やガス管マンホールなど）の取り扱い。

東京都作成の台帳見学に行きましたが、これらの課題には苦慮しており、莫大な金がかかるとのことでした。ちなみに、航測による台帳整備にざっと300億かかったこと、また、航測方式では修正に金がかかるので対策を模索中とのことでした。帰りに皆、「うち（埼玉県）の財政では無理だよなあ」と、暗澹たる思いになりましたが、よく考えてみると“整備にかかる予算”が一番の問題でした。そこで、飯田課長に相

談すると、「そんなこと、業界の方々には言っていないだろうな、失礼だよ、そんな心配は後のことだ。財政課からきた仕事なんだからな」

建設省（国土交通省）から呼び出し

そんなある日、飯田課長のところに、建設省路政課から電話がありました。

「市川君、埼玉の道路台帳について聞きたいことがあるらしいんで、急いで行ってくださいね、でも、県の道路台帳なのに何を聞くのかなあ」

あまり伺ったことがないので、受付で場所を聞いて路政課に行きました。すると、課長補佐と専門官の所へ待つ間もなく（通常忙しい人達なので相当待たされる）案内されました。県の係長がこんな偉い人に、直接通されるのは只事ではありません。「埼玉さん、道路台帳は航測でやるんだよね」

「いいえ、まだ、決まっておりません。そのことで、検討グループを立ち上げたばかりなんです」

「どんなメンバーでやってるのかな」

「土木部（出先も含めて）内で選ばれた人と、県の測量業界の人達です」

「そんなメンバーで大丈夫？ 大手の測量屋さんに入ってないのかい」

「ええ、入れておりませんが」

「測量技術の高度化は凄いなだよ、どこの県でも、大手の測量会社を中心なんだよ」

「その心配なら、うちの課長が先端技術については実績もありますし、得意なんですけど」

「どこかの県の台帳でも手がけたのかね」

「いえ、しかし、県庁内の電算化の草分けな



んですよ」

「ところで、埼玉は、航測で台帳整備をやるはずだったと思うが、噂では、手をあげている担当者も数社いると、聞いているんだが」

「え！、航測！初めて伺いますが」

「前任者から引き継いでいるはずだが」

「いいえ、急ぎよ、台帳の検討をはじめたのは、今年の自治省の検査がきっかけですから」

「それはおかしい、あなたのところにも、打ち合わせに、特に営業の者がうるさいほど行ってるはずだが」

「打ち合わせはおろか営業の者にも、たった一度もお目にかかっておりません」

「では、大手の測量屋さんには、誰も・・・、あなたの・・・、いや、市川さんのところには行ってないと・・・」

「重ねて申し上げますが、大手の測量会社の方々には、一度も会っておりません！」

「そんな馬鹿な！」と、各方面に電話をかけ始めました。

「おいおい、話が違うじゃないか、埼玉の台帳担当は、お宅には会ってないと、しかも、一度も会ってないと言うんだ！え！よく聞こえん！だから、営業努力をずいぶんやっていると云っただろうが、行ったのか、行かなかったのか、どちらなんだ、埼玉の担当がここにいるんだ、そんなこと聞いているのではない、埼玉に一度でも行ったのか聞いてるんだ！実測か航測かも決まってないそうなんだよ、えっ！何言ってるんだ！一度も行かずにふざけるなっ！」と、烈火のごとく怒っております。それからあちこちに電話し、相手の受け答えに、話がちがうと怒鳴っております。

「埼玉さん、悪かったな、彼らは、『埼玉では強引に**使い物にならん変な台帳**を創ろうとしている、建設省できちんと指導をしないと、埼玉県民が迷惑する』などと言ってき

たんだ、余計なお世話だ、埼玉の技術力についても国土地理院に聞いたら、お宅の課長さんにはいつもお世話になってるそうだ、呼びつけて悪かった、皆で相談して、他県の模範になるようなものを仕上げてください、いつでも応援しますよ」と、言ってくださいました。

帰りに、「ハハアー、大手の測量会社が埼玉の悪口をあこれ言ったんだなあ」と思いました。しかし、これが縁で建設省に行くところ政課に寄るようになりました。いろいろ詳しい人がおり、それは親切に教えてくれるからであります。

埼玉独自の解決法（埼玉方式）

検討会は日に日に熱を帯び、各自の課題をもちより毎日のように議論いたしました。私も「台帳ばかりで、他の仕事に支障きたすことのないよう」と、上司から注意を受けたりもしました。

しかし、これらの努力が実って、各難問に対策らしきものが見えてきました。

難問 ① 道路の多様な変化にあわせて台帳をどう修正するか（**補正の問題**）

現況にあわせて台帳をつくっても、それから後が大変なんです。工事などで毎年その姿を変える道路の状況をこの台帳に反映させなければなりません。それはそうでしょう、台帳は、いつも、現地の道路と整合していなければなりませんから。しかし、県道全体では、毎年何百カ所も工事が行われるのです。これをどうするかが問題です。

（性悪説の採用）

工事の担当者がどんなに面倒くさがり屋でも、怠け者であっても、やらずにはいられない仕組みを考え出しました。一人でも修正を忘れると、大金をかけた台帳が死んでしまうからです。（**台帳は生き物**）

公務員のナマケモノは困ります



すなわち、工事が終わると、必ず、完了検査が行われます。台帳の修正の手続きをしないと検査ができなくなるようにしたのです。しかし、この手続きが複雑だと、仕事に支障をきたします。そこで、工事担当者が台帳に赤鉛筆で、検査を受ける工事区間の起終点を入れ（**略式補正；旗揚げと呼ぶ**）、これを、第三者（**台帳専担者**）が確認し、検査手続きをとることにしたのです。旗揚げされた場所は、翌年まとめて、専門家（測量会社）の手で**本補正**を行うことになりました。

難問 ② じつは、測量の中で一番やっかいなのが境界なんですね、

（主張点）

境界を定めないで、台帳の整備を行う方針の県が多くありましたが、境界査定をやるとなると、予算が2倍にふくらむんですね、それより、道路地先の地権者に、こちらから境界立ち会いを求めますと、足元を見られて、譲歩を要求されやすいのであります。しかし、一件でも、そんなことが行われると、收拾つかなくなるのが役所の仕事なんです。そうかといって、境界を定めないのであれば、道路の敷地がはっきりしないことになります。それでは、占用料などの計算や、道路法の適用範囲など管理する上で問題がおこりやすくなります。そうそう、地方交付税の算定もできなくなる恐れがあります。けんけんがくがく、皆で議論いたし

ましたが、結論ができません。そこで、国土地理院ではないが、「困った時には飯田さん」ということで、課長に相談することにしました。

「相手があるんだから、無理に決めなくても良いのでは、県が最終的にここと言うところを**主張点**とすれば事務は進むと思うがな、管理上も問題ない」

これには、皆、感心し、この主張点を点線で表現することにしました。後日談ですが、驚いたことに、時間の経過と共に、この主張点が次々と解決されていくのです。境界が定まらなないと、地先の地権者が家を建てられませんか、土地の売却もできません。従って、次第に、点線が実線に変わっていくのであります。これは「**埼玉方式**」と言われ、路政課はもとより他県からも高い評価を受けました。事実、埼玉方式に切り替えた県もあるほどです。

あっ、そうそう、埼玉県では、**実測**でやることにしたのです。後に毎年行わなければならない**補正**が**簡単**で、**境界査定も同時にできる**からであります。

ここまで漕ぎつけるのに、皆、一生懸命でした。特に、業界代表の笠原さんは、毎日のように顔を出され、それは熱心に課題に取り組んでくれました。その姿勢に、「本業の商売がどうかなってしまうんじゃないか」と、私ばかりか役所の者は皆心配しました。見るに見かねて、私が「会社の方は大丈夫ですか、社長が毎日来てたのでは、会社がつぶれてしまいますよ」



笠原保孝氏

「しっかりした番頭がいるから大丈夫です。この台帳整備には、業界のメンツがかかっているの、後にはひけないんですよ」

笠原さんがこんな調子なので、西山さんなど他のメンバーも台帳検討の合間に仕事をしているようなのであります。その熱心な態度には頭がさがりました。

最後に、予算の問題ですが、飯田さんの後任に、中村泰明さん（後の副知事）がこられて、じつにユニークな方法で獲得してくれました。道路の資産価値を算定し（当時、2兆7千億円位になった）一般の不動産会社の年間土地管理費にあてはめたのです。3パーセントで810億円、1パーセントでも270億円になります。こうした比較からも、民間とは異なり、毎年の管理費ではない事を強調し、道路の管理には絶対必要な台帳に200億円位見込んで欲しい」との要求を出しました。その結果、総額整備費70億円が認められました。これを財政課で何年かに分割して予算付けしてくれることになりました。

中村さんは、台帳以外にも、**防災危機管理システム**や**科学的道路補修**（舗装が完全に壊れる前に補修すると、トータルコストが驚くほど安上がりになる）など、次々とアイデアを出し、皆、課長と共に充実した仕事を、楽しく行うことができるようになりました。

飯田さん、中村さんと課長に来てくれたおかげで、「いじけ課」と言われた道路維持課にもアカデミックな雰囲気はただようになり、当課への異動希望が急増いたしました。

メデタシ、メデタシ。

告知板

平成20年 5月30日

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会長 関根 宏 様

埼玉県県土整備部長

談合根絶及び 企業倫理確立の取組みについて（通知）

県土整備行政の推進につきまして、日頃ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、埼玉県では平成18年12月に知事を本部長とする公共調達改革推進本部を設置し、談合防止のための制度改革に取り組んできたところです。この取組みの一環として平成19年7月31日付けで本職より貴連合会に対して法令遵守と企業倫理の確立に全力で取り組まれるようお願いしたところです。

貴連合会におかれましては、会員に対しコンプライアンス研修会を実施するなど、法令遵守と談合体質の一掃に向けた取組みをされているものと承知しておりますが、こうした努力にもかかわらず、昨年度は、本県発注工事に関わる3件の談合事件が発覚しました。事件の都度、貴連合会に対しては、平成19年12月21日付け及び平成20年2月29日付けで本職より、談合根絶と企業倫理の確立に取り組むよう要請しております。

こうした要請にもかかわらず、去る4月3日には川越県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、及び朝霞県土整備事務所で、また、4月25日には川越県土整備事務所が実施した入札で不正行為が発覚しました。県ではこの不正行為を理由として、本日、関係した5社を刑事告発するとともに、12ヵ月間の指名停止としました。また刑事告発には至らなかったものの、不正または不誠実な行為に該当するとして、3社を9ヵ月間または12ヵ月間の指名停止としたところです。

社会基盤整備に欠くことのできない存在としての建設業がこのような事件により社会的な信用を失うことは誠に遺憾といわざるを得ません。

貴連合会におかれましては、法令遵守と企業倫理の確立が企業の存続に関わる喫緊の課題であることを真に理解されるとともに、建設業者の資質の向上が建設業の健全な発展を促進し、ひいては公共の福祉の増進に寄与することをこの際再認識され、談合根絶に向けた取組みをより一層強化されますようお願いいたします。

51職種 1.5%減の16,726円

すべての地区で減少

平成20年度公共工事設計労務単価

国土交通省と農林水産省は、平19年度10月に実施した公共工事設計労務費調査に基づき、平成20年度公共工事設計労務単価（基準額）を決定、51職種全体の全国平均単価は、前年比1.5%減の1万6726円となった。

また、51職種計単価についてはすべての地区において減少、主要12職種の労務単価も全国平均ではすべて減少している。

関東地方ブロック 都県別平成20年度公共工事労務単価表（主要職種）

都県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	特殊運転手
茨城	15,200	12,600	9,500	17,000	16,500	15,100
栃木	15,400	12,800	10,500	15,900	16,500	15,900
群馬	16,000	12,800	10,200	15,100	15,800	15,000
埼玉	15,600	12,800	10,000	17,800	17,800	17,000
(前回)	15,500	13,200	9,900	17,600	17,600	16,800
千葉	16,000	13,500	10,200	17,800	17,300	16,700
東京都	17,100	14,000	10,700	17,600	18,500	17,400
神奈川	16,900	14,300	11,200	18,000	17,000	17,000
山梨	17,000	14,600	10,700	17,200	17,400	17,900
長野	15,800	13,500	10,700	15,700	16,200	15,600

都県名	運転手一般	型わく工	大工	左官	交通誘導員A	交通誘導員B
茨城	13,700	16,200	18,100	17,500	9,300	9,100
栃木	15,600	16,600	18,300	17,500	8,400	7,700
群馬	13,300	15,200	18,000	15,900	8,200	7,700
埼玉	15,100	17,500	18,900	17,400	8,600	8,000
(前回)	14,900	18,100	19,600	18,000	8,600	8,000
千葉	14,900	17,400	20,000	17,900	8,700	8,200
東京都	15,000	17,800	19,900	18,500	9,200	8,400
神奈川	15,800	18,200	18,900	17,400	9,200	8,500
山梨	15,300	17,900	18,800	17,100	9,100	8,500
長野	13,900	15,600	17,700	15,300	8,400	7,600

建産連 だより

加盟団体の通常総会終わる

○(社)埼玉県建設業協会

5月21日15時45分より

建産連研修センター大ホール

非改選

事業予算 1億5,964万円

- 主な事業
- ①コンプライアンスの徹底・企業の社会的責任への対応と社会貢献活動の推進建設業再生・経営革新への対応
 - ②一般競争入札と総合評価方式拡大への対応
 - ③建設業の再生と経営革新への対応
 - ④技術力の向上と人材育成対策の推進
 - ⑤環境問題への対応
 - ⑥公益法人制度改革への対応

○(社)埼玉県電業協会

5月28日14時15分より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 全役員留任

事業予算 1億111万円

- 主な事業
- ①技術研修・各種講習会の開催
 - ②安全大会および安全衛生特別教育の開催
 - ③県との防災協定に基づく各種事業
 - ④企業対策セミナー、新入社員研修会の開催
 - ⑤機関誌の発行

○(社)埼玉県造園業協会

5月20日13時30分より

浦和東武ホテル

改選 新任副会長 北田 功

その他役員は留任

事業予算 3,272万円

- 主な事業
- ①緑化事業の推進
 - ②造園技術の維持・向上など
 - ③関係団体との連携など

○埼玉県電気工事工業組合

5月16日14時50分より

大宮ラフォーレ清水園

非改選

事業予算 18億4,453万円

- 主な事業
- ①新会館建設のための入札・業者選定・施工
 - ②災害復旧協定の各自治体との締結および災害復旧訓練の実施
 - ③オール電化住宅普及センターの運営と支部の利用者の拡大
 - ④未加入者の組合加入促進
 - ⑤調査業務の調査品質の向上およびお客様満足度の向上

○(社)埼玉県空調衛生設備協会

5月23日15時より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 新任副会長 大沢謙治

事業予算 1億7,460万円

- 主な事業
- ①空調衛生施設の設計施工技術と施工技能の向上
 - ②公共工事における設備工事の分離発注推進
 - ③独占禁止法を遵守するなどコンプライアンスを重視し、公正で透明な受注を行う
 - ④大規模災害に備え、災害防止対策および復旧対策の業務実施。
 - ⑤公営住宅給水施設の保守管理と、緊急時修繕業務の継続実施

○(社)日本塗装工業会埼玉県支部

5月9日15時より

大宮ソニックシティ

改選 正副支部長留任

事業予算 600万円

- 主な事業
- ①本部関係開催の諸事業への参加
 - ②基幹技能者講習会の開催

- ③環境に関する講習会の開催
- ④ボランティア活動の実施
- ⑤役員会および関係機関の会議

参加

○埼玉県建設大工工事業協会

- 3月7日14時より
- 建産連研修センター
- 改 選 新任副会長 白戸修
- 主な事業 ①定例会議
- ②親睦旅行
- ③技能検定
- ④技能講習会

○(社)埼玉県建築設計監理協会

- 5月23日15時30分より
- 東晶大飯店
- 非 改 選
- 事業予算 1,100万円
- 主な事業 ①職業倫理の徹底、社会的地位向上に関する諸活動
- ②適正な業務報酬の推進活動
- ④環境問題
- ⑤会員増強

○埼玉県道路舗装協会

- 5月27日13時より
- 建産連研修センター
- 改 選 全役員留任
- 事業予算 895万円
- 主な事業 ①舗装施工管理技術者資格取得の推進
- ②会員などの技術者を対象とする技術講習会の開催
- ③「舗装協会だより」の発行(年1回)
- ④リサイクル材の調査
- ⑤舗装工事におけるCO₂削減の調査研究

○埼玉県下水道施設維持管理協会

- 6月27日16時より
- 大宮ソニックシティ
- 非 改 選
- 事業予算 170万円
- 主な事業 ①総会

- ②要望陳情活動
- ③施設研修会
- ④技術講習会

○埼玉県環境安全施設協会

- 5月13日13時30分より
- 鴻巣文化センター クレアこうのす
- 改 選 新任総務副委員長 有馬憲太郎
- 事業予算 700万円
- 主な事業 ①総合評価のセミナー
- ②ポウリング大会
- ③労働災害防止大会
- ④チャリティーゴルフ

○埼玉県地質調査業協会

- 5月12日15時15分より
- 浦和ワシントンホテル
- 非 改 選 新任副会長 南雲政博
- 事業予算 958万円
- 主な事業 ①技術講演会
- ②現場見学会
- ③技術研修会
- ④陳情活動(県・出先機関・市町村)
- ⑤県との意見交換会

○埼玉県設備設計事務所協会

- 5月29日15時30分より
- 浦和東武ホテル
- 非 改 選
- 事業予算 1,400万円
- 主な事業 ①30周年記念事業(式典 21年1月30日)
- ②30周年記念誌発行
- ③技術研修会(11月25日)

○埼玉アスファルト合材協会

- 5月12日16時より
- 浦和ロイヤルパインズホテル
- 改 選 小川貢三郎副理事長辞任
- 事業予算 2,500万円
- 主な事業 ①アスファルト混合物に関する製造技術、施工技術の調査研究と需要調査
- ②アスファルト合材に関する県土整備部との連絡会議(第27

回) 開催

- ③ 全体会の開催 (会員の資質向上、技術の研鑽ほか)
- ④ 南関東アスファルト合材協会連絡協議会の一員として広域的に活動する

○埼玉県電気工事工業組合 青年部会が提案型技術営業を実践

当工組の青年部会 (後藤健会長) は、3月19日の午後6時から約2時間にわたり、全日電工連で提唱している提案型技術営業活動を、さいたま市北区の電気工事工業会館で会員約100名により『提案型技術営業 実践 埼玉大会』を開催した。

これは、会員が2月から「既設設備に対する防犯関連機器のリニューアル」をテーマとして、監視カメラ、ドアホン、インターホン、赤外線センサー等を提案型商材として販売・設置を行ったので、『守りの姿勢から攻めの行動』への営業展開を実践した報告会を開催した。

大会冒頭、後藤会長が主催者を代表して「今年度の事業計画に盛り込みました提案型技術営業を、5つのキーワードの一つである守りの姿勢から『攻めの行動』へと営業を実践して、成功例・失敗例を集計し、データ化することが今回の取り組みであります。各支部の代表者の方々に、今回の実践事業の成功例・失敗例とともに、感じたことを発表していただき、今後の事業展開に反映させて行



あいさつする青年部の後藤会長

きたいと思います。」とあいさつした。

続いて、18支部の各代表者による提案型技術営業の成功例・失敗例の発表が行われたが、今後の課題として、

- ① キャンペーン実践期間が約1か月と非常に短期間であり、商材の勉強期間が少なかった。
- ② 年度末の忙しい時期と重なり、営業展開がスムーズに行かなかった。
- ③ 扱う商品が少なかった。
- ④ 商材のデモ機を貸し出して欲しい。

などを挙げ、「今後の事業展開の参考にして頂きたい。」との意見が述べられた一方、「提案型技術営業は大変良い取り組みであり、お客さまに喜んで頂いた。」との意見が述べられた。

最後に伊古田昌幸相談役が、閉会の辞を述べて大会を終了した。

○埼玉県環境安全施設協会 今年度の活動方針決まる

近年、建設業の経営環境は石油や鉄鋼などの資源高に加え、景気の減速や道路財源を巡る問題が先行きに影を落とし、厳しい状況が当面続くと見られる。

価格の転嫁ができない我々中小企業は、我慢の連続であるが、「環境の変化による産みの苦しみ」と捕らえて耐えていくにも限界がある。付加価値の高い産業にチャレンジしていくことも求められているが、資金と技術が必要で一長一短にはいかない。

こうした厳しい状況の中で、当協会も5月中旬、平成20年度通常総会を開き、総会前に総合評価のセミナーを開きましたところ、会員の中から役員や営業社員など50名の参加をいただき、熱心に聴講している姿を見て関心の深さを改めて実感し、身のある研修だったと思います。

また、今年度の活動方針として次の3点が承認されました。

①コンプライアンスの徹底

これからの建設業は、トップをはじめ会社全体が意識を改革し「コンプライアンス」の徹底を図っていかないと、昔ながらの営業スタイルでは会社は生き残っていけないだろう。後を絶たない諸問題に会社のトップが指揮官先頭で意識改革に取り組む必要がある。

②人材の育成

会社の経営について、原点は人材育成である。「会社を支えているのは社員である」との基本的な考えから、人材育成に力を入れ、技術力の向上を図っていかねば建設業は取り残されていくだろう。

もちろん人材育成には資金が必要で、若い人材を採用し育成していくためには、労働条件を改善、積極的に資格などの取得に会社が応援し、建設業を魅力ある企業にしなければならぬ。

③地域に根ざした協会を目指していきたい。

仕事を進める上で、どうしても必要なのは地元の協力である。

県をはじめ地域の活動に積極的に参加し、地域から信頼を得、会員企業がそれぞれ協会活動として社会的責任を果たしていかなければならない。

○埼玉県地質調査業協会

当協会は、現在正会員23社、賛助会員9社の合計32社で構成されております。今年度の総会は、平成20年5月12日(月)に浦和ワシントンホテルにて滞りなく終了致しました。内容については、別掲の報告の通りであります。

ここで特筆すべき事は、今年度新たに賛助会員3社が加入したことです。昨今、業界を取り巻く環境が厳しさを増して行く中、どの協会も会員数が減少しておりますが、少し明るい兆しではないかと考えております。

具体的な活動は、総会の承認を経て役員会、総務厚生委員会、広報委員会、技術委員会等で分担して当該年度の事業計画に基づいて実施

致しております。

今年度は特に、「災害時における地質調査等業務に関する協定書」(所謂、防災協定)を埼玉県と締結することを目指しております。先般の四川大地震、中越沖地震も決して他人事ではなく、首都圏直下型地震の発生確率も高いとの予測も発表されています。

当県は東部の軟弱地盤地帯に多くの人々が生活をしており、これらの地域では地震動による地盤災害が懸念されております。したがって、この道のプロフェッショナルである会員各社に対する期待は、大きいものと考えられます。

○広報委員会からのお知らせ

建産連ニュースの表紙写真を公募します

平素は建産連ニュースの編集に対しご協力をいただきありがとうございます。

去る4月23日の広報委員会において、建産連ニュースの表紙写真を加盟団体会員企業から広く募集することが決まりました。

題材は問いません。奮って応募してください。

<応募要領>

- 1 プリント2Lサイズ、カラー写真(デジタル撮影でも構いませんが、2Lサイズにプリントして提供してください)
- 2 撮影場所、撮影者、所属団体、題材、簡単な写真説明などを添えてください。
- 3 送付先は建産連事務局まで。
- 4 募集期間は特にありません。年間を通じ常時受け付けております。

連合会日誌

4月21日 監事監査

平成19年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施

4月23日 広報委員会

建産連ニュース第116号の発行、第117号編集案、平成20年度広報・啓発事業について協議

5月9日 (社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会総会（建産連研修センター）に関根会長出席

5月12日 正副会長会議

理事会付議事項について事前協議

理事会

平成20年度通常総会日程、総会付議案等について協議

埼玉県地質調査業協会総会（ワシントンホテル）に関根会長出席

5月13日 埼玉県環境安全施設協会総会（クレア・コウノス）に須永専務理事出席

5月16日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（東海大学校友会館）に関根会長出席
埼玉県電気工事工業組合総代会（清水園）に関根会長出席

5月19日 (社)埼玉県測量設計業協会総会（建産連研修センター）に関根会長出席

5月20日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に関根会長出席

5月23日 (社)埼玉県空調衛生設備協会総会（プリランテ武蔵野）に関根会長出席
(社)埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に田中常務理事出席

5月26日 (財)埼玉県建築住宅安全協会理事会・評議員会（ロイヤルパインズホテル）に関根会長出席

5月27日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（プリムローズ有朋）に関根会長出席
埼玉県総合建設業協同組合総会（建産連研修センター）に関根会長出席
建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（建産連研修センター）に田中常務理事出席

(社)埼玉県建築士事務所協会総会（ワシントンホテル）に須永専務理事出席
(社)情報通信設備協会埼玉県支部総会（清水園）に田中常務理事出席

5月28日 (社)埼玉県電業協会総会（プリランテ武蔵野）に関根会長出席
(社)埼玉建築士会総会（建産連研修センター）に田中常務理事出席

5月29日 埼玉県設備設計事務所協会総会（東武ホテル）に関根会長出席

6月4日 **正副会長会議**
事業の執行等について協議

6月10日 **正副会長会議**
総会付議事項について事前協議
通常総会

平成20年度（第29回）通常総会を建産連研修センターで開催。平成19年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成20年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに役員
の選任についてそれぞれ議決、承認した。

6月17日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・総会（東海大学校友会館）に関根会長出席

6月19日 **建設業経営講習会**
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証（株）埼玉支店との共催
「官から民へ営業転換講座」
(株)日本コンサルタントグループ
建設産業システム研究所 平林修二氏
於：埼玉建産連研修センター3階大ホール 90名出席

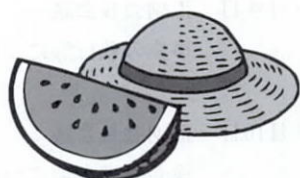


建産連会館の夏期閉館について

建産連事務局

例年、曜日にかかわらず8月13日から8月16日までを夏期の一斉休館としておりましたが、今年に限りエレベータ改修工事の実施に伴い下記の期間を全館閉館とします。

◆ 8月12日（火）～8月17日（日）



月刊「建設物価」をインターネットで!
Web建設物価
<http://www.web-kensetu-bukka.com>

検索機能で使いやすさUP!

フリーワード検索や分類検索など多彩な方法で探せる! 月刊「建設物価」の目次にも対応。

収録データ大幅UP!

月刊「建設物価」に未収録の資材・工種・地区を追加。資材・工種の解説等、詳細情報も追加。

その他にも便利な機能満載!

平成20年度版 ■B5判/定価9,030円(税込)

国土交通省土木工事積算基準

- <標準歩掛>5工種の改正
 - 軟弱地盤処理工 ●場所打杭工
 - 地すべり防止工 ●鋼矢板工
 - 道路打換工
- <積算基準>
- 共通仮設費率が改正されました

改訂11版 ■B5判/定価3,675円(税込)

諸経費率早見表

- 諸経費率を工種ごと、金額階層ごとに計算。

▼出版物・講習会情報・建設資材関連情報等を提供中

<http://www.kensetu-navi.com/>

月刊 **建設物価**

B5判/定価3,799円(税込)

■年間購読料/37,200円(税込・送料サービス)

季刊 **土木コスト情報**

B5判/定価3,400円(税込)
春(4月) 夏(7月) 秋(10月) 冬(1月)発行

■年間購読料/12,000円(税込・送料サービス)

季刊 **建築コスト情報**

B5判/定価4,600円(税込)
春(4月) 夏(7月) 秋(10月) 冬(1月)発行

■年間購読料/15,800円(税込・送料サービス)

お申し込み・お問い合わせは下記まで。

— 発行 —

財団法人 **建設物価調査会**

— 申し込み —

株式会社 **建設物価サービス**

TEL 03(3663)8761(代) FAX 03(3663)1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

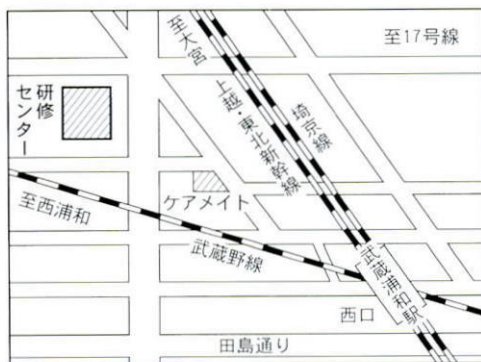
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 関根 宏

(平成20年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 古郡 一成	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 藤原 恒男	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 松崎 友洋	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡辺 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高橋 庫治	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 宮原 克平	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 進	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 矢澤 研二	さいたま市中央区上落合9-9-4 -202	338-0001	048(854)3377
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市西区内野本郷1082-1	331-0045	048(795)9516
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白澤 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 濱田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 岡崎 幸夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 遠藤 輝男	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社)日本舗装コンサルタント協会関東支部埼玉県分会	会長 中嶋 隆	〃	〃	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
埼玉県電業協同組合	理事長 荻野 勝治	〃	〃	048(836)3003



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第117号

平成20年7月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤2-7-7
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月